

平成 30 年 6 月 6 日現在

機関番号：32103

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380096

研究課題名(和文) 対象被害者拡大の観点に基づく我が国のワンストップ支援発展の条件に関する実証的研究

研究課題名(英文) A Demonstrative Study of the Conditions for the Development of One-Stop Support in Japan from the Viewpoint of Enlarging the Scope of the Victims Covered by That Support System

研究代表者

千手 正治 (Senzu, Masaharu)

常磐大学・総合政策学部・准教授

研究者番号：00406018

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：4年間に渡る本研究においては、国内外におけるワンストップ支援センターでの訪問調査及び文献調査に従事した。これによる成果及び結論は、以下の通りである。

犯罪被害者に対するワンストップ支援センターについては、以下の2種類に大別できることを確認した。1つはDVや性犯罪等の特定の被害者に対してほぼ1か所にて包括的支援を提供するもので、もう1つは他機関との確実な連携に基づき様々な被害者に対して包括的支援を提供するものである。

前者が理想ではあるが、特定の被害者毎にワンストップ支援センターを多数創設することは容易ではなく、当面は後者の方法に基づくワンストップ支援の確立が現実的と結論づける。

研究成果の概要(英文)：In this 4-years research project, our research team visited both domestic and overseas one-stop support centres to investigate what they do for crime victims. The team also conducted a literature review. The followings are the results and conclusions of the research project.

There are 2 types of one-stop support centres for crime victims. The first provides comprehensive support for the most part at one place for specific victims (e.g., victims of domestic violence or sexual offences). The second provides comprehensive support for many kinds of victims based on established cooperation with other agencies.

The former is the ideal model, however, it is not easy to establish many one-stop centres for every specific type of victim. Therefore, we conclude that it is practical to establish a one-stop support system based on the latter model for now.

研究分野：刑事法学

キーワード：刑事法 刑事政策 被害者支援 被害者学 ワンストップ 多機関連携 犯罪被害者 比較法学

### 1. 研究開始当初の背景

2011年に策定された第二次犯罪被害者等基本計画において、我が国においてもワンストップ支援制度の整備が盛り込まれたものの、対象となる被害者は性犯罪被害者に限定されていた。さらにこれに前後して発表された論文等においても、性犯罪に対するワンストップ支援を前提としたものばかりが見受けられた。

しかしながら可能な限り1か所で支援を提供するといったワンストップ支援は、性犯罪者のみが必要とする制度であるとの根拠を見出すことが出来ず、むしろ他の犯罪被害者にとっても便宜的な制度であると考えた仕合である。このため、性犯罪者のみを対象とする我が国のワンストップ支援制度について疑問を感じ、本研究について申請するに至った。

### 2. 研究の目的

本研究においては、前述した性犯罪者のみを対象とする我が国のワンストップ支援制度に対する疑問をもとに、我が国においてワンストップ支援の対象となる犯罪被害者の拡大するための方策について考察する必要性を感じ、出来るだけ多くの犯罪被害者をワンストップ支援の対象とするための方策を見出すことを目的とするとともに、このことが被害者志向的(victim-oriented)な施策であるとの認識のもとに本研究に着手することを決意した次第である。

しかしながら一方で、性犯罪被害者に限定されている我が国において財産犯等も含めたワンストップ支援の論理的妥当性や実現のための方策を見出すためには、かなりの時間を要することとなり、また学者・実務家の間においても認識を共有するためのハードルも高いと認識した。そのためワンストップ支援の対象拡大の第1歩として、我が国の刑法上特に重大な法益として保護されている生命・身体に対する罪の被害者(被害者遺族を含む。以下同じ)に拡大するための方策に限定して考察すべきと考えた次第である。

### 3. 研究の方法

研究の方法としては、国内外においてワンストップ支援活動に従事している被害者支援機関(我が国の内閣府におけるワンストップ支援に係る定義にある通り、「関係機関・団体等に確実につなぐ」ことを実施していると考えられる機関を含む。以下同じ)を訪問し、面接調査等とともに実際に被害者支援の現場を視察し、各機関が実施しているワンストップ支援の内容、対象被害者、財源、課題等について調査した。

またこれに加えて国内外の大学図書館・国立図書館等にて文献調査を実施し、ワンストップ支援を中心とした被害者支援に関する情報を収取することで、被害者支援機関の活動を補完するものとして活用した。

### 4. 研究成果

本研究の結果、国内外においてワンストップ支援を実施している機関には大別して2種類に大別されることが判明した。

1つはあらかじめ特定の被害者に対してのみの支援を実施する機関であり、米国におけるファミリー・ジャスティスセンター(カリフォルニア州サンディエゴ)、ファミリー・アドボカシーセンター(カリフォルニア州フェニックス)、韓国全土に存在する性暴力被害者のためのワンストップセンター(通称「ひまわりセンター」)及び我が国におけるSARC東京等がこれに該当する。

もう1つは被害者を特定せず、少なくとも生命・身体に対する罪の被害者や性犯罪被害者等の何らかの人的被害を受けた被害者を中心としてワンストップ支援を実施している機関であり、ニュージーランド全土で被害者支援活動に従事しているVS(Victim Support)及び我が国におけるかながわ犯罪被害者サポートステーションがこれに該当する(但し、VSはワンストップという文言は用いてはいない)。

前者については、支援対象となる被害者を限定していることもあり、被害者が必要とする支援の多くをワンストップ支援センターで提供される傾向にある。とりわけファミリー・ジャスティスセンターの場合、警察のDV担当の部署が中核となって、一つ屋根の下に、25をこえる機関が、統合され調和のとれた法的、社会的及び保健的なサービスを提供することを目的として集結しているだけでなく、外部機関ともテレビ電話で会話できるなど、ワンストップ支援センターとしての充実ぶりには括目に値するものである。また1か所に多くの機関が集結している場合、お互いが顔の見える関係を構築することも比較的容易であると考えられる。ワンストップ支援に係る機関の間で顔の見える関係を構築することは、被害者に対するワンストップ支援を実施する上で極めて重要な要素であると考ええる。一方でこのようなワンストップ支援センターの形態による犯罪被害者に対する支援は、必ずしも全米において一般的ではなく、一部の都市部においてのみ見られる例であるとの指摘もある。ワンストップ支援センターを持たない地域においては、被害者支援に係る機関同士が覚え書等を交わして、多機関連携による犯罪被害者等に対する支援を実施している。また韓国のひまわりセンターの場合病院内に設置されており、同センターに女性警察官が常駐するなどの運営を行っており、医療支援、捜査支援さらには法律支援などを実施しているだけでなく、全国各地にひまわりセンターが点在しており、国土面積が異なるので単純比較は出来ないが、米国のように一部の都市部にのみ存在するというものではない。

他方後者については、自機関における支援

は基本的なものにとどめ、より専門的な支援については外部機関との確実な連携を基盤として被害者に対する支援を提供する傾向にある。VSは、首都ウェリントンに本部を設置し、ニュージーランド各地に61の地方オフィスを設置して24時間365日対応の電話対応(本部の有給スタッフが対応)をもとにそれぞれのボランティアの有するスキル、所在地、被害者への対応可能性をもとに、当該被害者への対応に最も適していると思われる人物を選出し、ボランティアスタッフによる被害者に対する支援を提供している。このようにVSが提供する支援は基本的にボランティアスタッフによる非専門的な支援であるが、殺人や性犯罪などの重大事犯については専門的訓練を受けた有給のスタッフが対応するほか、金銭的支援も実施している。VSはまた、警察・パロール委員会・公立病院に関する委員会などの6つの公的サービス機関、カウンセラー・一般診療医・コミュニティ法律サービス・DV関連機関・性暴力関連機関等の11のNGO・民間組織と覚書を交わす等により連携しており、自機関で提供できない支援については他機関との連携を通じて提供している。このようにVSは他の外部機関との確かな連携を構築しており、我が国の内閣府におけるワンストップ支援に係る定義にある通り、「関係機関・団体等に確実に繋ぐ」ことを実施しているといえよう。

ワンストップ支援のモデルとしては、前者のように被害者に対する支援の多くを1か所で提供できることが理想的であることは言うまでもない。すなわち専門的・包括的かつ迅速な支援が、被害者志向的なワンストップ支援のモデルであることは言を俟たない。とりわけファミリー・ジャスティスセンターの場合、ワンストップ支援において極めて理想的な制度であり、実際に米国においても包括的な被害者サービス及び支援センターの国内及び国際的なモデルとして称賛されていると指摘する声もある。これに対して、後者のような外部機関との確かな連携に基づくワンストップ支援モデルの場合、自機関で提供可能な支援の場合には迅速性は問題ないとしても、専門性・包括性との両立は困難であるように思われる。反対に外部機関に依頼する支援については専門性・包括性については問題がないとしても、迅速性の点がネックになることは想像するに難くない。

一方で前者の場合、特定の犯罪に限定した支援となっているので、ワンストップ支援の対象被害者の拡大の点に鑑みた場合、これまで対象としていなかった罪種について支援対象とするワンストップセンターを創設する必要がある(研究代表者が韓国におけるひまわりセンターを訪問した際、性暴力以外の被害者への支援提供可能性について質問したところ、設立目的や性暴力被害者のプライバシー保護等の観点から困難であり、性暴力被害以外の被害者に特化したワンストップ

支援センターを創設すべきと考えたとの回答を得た)。第二次犯罪被害者等基本計画にてワンストップ支援の対象とされている性犯罪被害者についても、病院拠点型によるワンストップ支援は限られた地域でのみ実施されている点に鑑みれば、同計画においてワンストップ支援の対象となっていない生命・身体に対する罪の被害者に特化したワンストップ支援センターを新たに設立することは、現在の我が国において極めて困難であると言わざるを得ない。したがって当面は、外部機関との確かな連携に基づくワンストップ支援を確立することが現実的であると考える。この際に参考となるのがニュージーランドのVSにおける被害者支援であろう。

前述の通りVSは、ボランティアスタッフによる支援を中心としながらも必要に応じて有給のスタッフもしくは連携関係にある外部機関が対応することで被害者に対する支援を提供している。さらにVSは609名のボランティアスタッフと120名の有給のスタッフにより、全国規模の組織として運営している。VSの財源の約90%は、法務省などの政府機関との契約に基づいて拠出されたものであり、このような財政基盤が24時間365日対応のワンストップ支援を可能ならしめているものといえる。それゆえVSにおけるワンストップ支援が、我が国におけるワンストップ支援の対象者拡大のための方策のモデルとなると考える。

このように考えた場合、我が国のワンストップ支援センターとしては、かながわ犯罪被害者サポートステーションが参考となるように思われる。同ステーションでは、神奈川県、神奈川県警察及びNPO法人神奈川被害者支援センターの3者による一体化された運営がなされており、原則として、殺人、傷害、強盗、性犯罪等の被害者及び被害者遺族を対象として支援を実施している。支援の内容としては、横浜弁護士会所属の弁護士による法律相談(2回まで無料)、臨床心理士等によるカウンセリング(無料、回数制限あり)、神奈川被害者支援センターの支援員による検察庁・裁判所等への付添い(無料)、殺人等の被害者遺族及び犯罪被害として傷病を負った被害者もしくはその家族に対する生活資金の貸付(貸付要件、審査あり)、緊急避難場所としてホテル等の宿泊の支援(3泊まで無料)、被害者等がそれまでの住居に住み続けることが困難となった場合における県営住宅の一時使用(原則として3か月、使用料が必要)、被害者等がそれまでの住居に住み続けることが困難となった場合における民間賃貸住宅に関する情報提供、性犯罪被害者への支援における神奈川県産科婦人科医会及び協力病院等との連携・協力、一般的な被害相談とは別の性犯罪に特化した専用の電話相談等が挙げられる。同ステーションの連携先としては、弁護士会、検察庁、裁判所、法テラス、市町村、福祉機関、

臨床心理士会、医療機関等が挙げられる。また同ステーションが所在地としているピルのフロアには、配偶者暴力相談支援センターや、神奈川県警察少年相談・保護センター、かながわ人権擁護相談室など、様々な相談を行う機関・団体が部屋を構えており、フロア自体が「ワンストップ犯罪被害者支援フロア」としての様相を呈している。報告者が考えるに、同ステーションにおけるワンストップ支援が、生命・身体に対する罪の被害者まで対象としたワンストップ支援において我が国における最高レベルの支援であると考える。

同ステーションにおいて、性犯罪被害者に限定することなくワンストップ支援を提供することを可能ならしめるものとして、神奈川県犯罪被害者等支援条例第 10 条の存在がある。同条 1 項では、知事及び公安委員会が民間支援団体と連携・協力して、犯罪被害者に対する総合的支援を整備する義務があることを明言している。これは単なる努力義務規定ではなく、この条文を根拠として同ステーションが設立されることとなった次第である。

したがってニュージーランドの VS のように、かながわ犯罪被害者サポートステーションにおけるワンストップ支援が全国的に展開するためには、全国レベルでの条例の制定もしくは新たな立法の整備が必要となるものであると考える。

これらに鑑みた場合、結論として本研究グループにおいては、我が国としては VS のように対象被害者を限定することなく全国レベルで確かな連携に基づくワンストップ支援体制の整備を目指し、かながわ犯罪被害者サポートステーションにおけるワンストップ支援をモデルとした法律もしくは全国規模での条例の整備を行うことを提言するものである。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 4 件)

千手 正治、ニュージーランドにおける被害者支援団体(VS)の活動とワンストップ支援、被害者学研究、査読有、Vol.28、2018、pp.62-73

千手 正治、ニュージーランドにおける民間被害者支援団体(VS)の活動：犯罪被害者に対するワンストップ支援の観点から、比較法雑誌、査読無、Vol.50、No.2、2016、341-362、<http://ir.c.chuo-u.ac.jp/repository/search/item/md/rsc/p/10773/>

千手 正治、冨田 信穂、我が国及びアメリカ合衆国における犯罪被害者に対するワンストップ支援の現状：首都圏及びカリフォルニア州における例を参考として、

常磐大学人間科学部紀要、査読無、Vol.33、No.1、2015、23-36

千手 正治、我が国における犯罪被害者に対するワンストップ支援の対象拡大に関する一考察、法学新報、査読無、Vol.121、No.11-12、2015、pp.645-669、<http://ir.c.chuo-u.ac.jp/repository/search/item/md/rsc/p/8659/>

〔学会発表〕(計 5 件)

千手 正治、Victim Support にみる犯罪被害者に対するワンストップ支援実施のための条件、日本ニュージーランド学会第 78 回研究会、2017

千手 正治、我が国における犯罪被害者に対するワンストップ支援に係る対象罪種の拡大に関する一考察：ニュージーランドにおける犯罪被害者支援から学ぶもの、日本ニュージーランド学会第 75 回研究会、2016

トッド トレフソン、アメリカの DV・性暴力被害者支援の最前線、ウィメンズネット「らいず」シンポジウム(水戸)、2016

千手 正治、犯罪被害者に対するワンストップ支援の観点から見たニュージーランドにおける民間被害者支援団体(VS)の活動、日本ニュージーランド学会第 72 回研究会、2015

千手 正治、ニュージーランドにおける犯罪被害者に対するワンストップ支援としての警察及び民間被害者支援団体との連携、2015 年度ニュージーランド学会総会・例会、2015

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等  
特になし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

千手 正治 (SENZU, Masaharu)  
常磐大学・総合政策学部・准教授  
研究者番号：00406018

(2) 研究分担者

富田 信穂 (TOMITA, Nobuho)  
常磐大学・総合政策学部・教授  
研究者番号：60105062

(3) 連携研究者

トッド トレフソン (Tod, TOLLEFSON)  
常磐大学・総合政策学部・准教授  
研究者番号：50802716

(4) 研究協力者

綿貫 由実子 (WATANUKI, Yumiko)  
呉 香淑 (OH, Hyangsuk)